

○「被害金を取り戻します」??二次被害に要注意

過去に投資話等の被害にあった消費者を狙い、「被害回復」をうたって再びお金をだまし取るといった苦情相談が寄せられています。

過去の被害の話の切り口に、新たに別の社債等の購入を持ちかけ、自社が全額を後日買い戻し以前の被害も取り戻すなどと勧誘して、無関係の社債や未公開株を購入させる巧妙な手口です。

また、全国的には、破綻した株式会社安愚楽牧場（H23.11.8 東京地裁 民事再生手続廃止決定）と契約していた消費者を狙って、別の金融商品の購入などを勧めるという事案も発生しています。

消費生活センターや消費者庁等の公的機関を装い、勧誘してくるケースがありますが、公的機関がこのような被害救済等を業者に委託することはなく、消費者に直接電話をかけ、被害の調査や相談を行ったり、特定の団体を勧めたりすることはありません。

勧誘は断ったものの不安だ、  
契約や支払いを強要された、  
お金を支払ってしまった、

こんな時は、すぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談をしてください。

【消費者庁の情報】

消費者安全法の重大事故等に係る公表について

[http://www.caa.go.jp/safety/pdf/111110kouhyou\\_3.pdf](http://www.caa.go.jp/safety/pdf/111110kouhyou_3.pdf)

【国民生活センター情報】

安愚楽牧場に関するトラブル速報！第3弾－「被害を取り戻す」という二次被害のトラブルに気をつけて－

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20111114\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20111114_1.html)

廃業した国内商品先物取引業者から被った損金を「取り戻す」という怪しい勧誘－「隠し財産が見つかった」「返金される」の言葉にだまされないで！－

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20111110\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20111110_1.html)

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆最寄りの市町村の消費生活相談窓口へ↓URL

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/soudanmadoguchi.html>

☆県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付していません。

◇消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、その他消費生活に関する相談及び個人情報に関する相談）

受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30

相談電話：097-534-0999

◇消費生活特別相談（平日に相談できない消費者等を対象に第3日曜以外の日曜に実施）

受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00

相談電話：097-534-0999

◇食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品の表示制度に関する質問など）

受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30

相談電話：097-536-5000

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL097(534)4034 FAX097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail:a13040@pref.oita.lg.jp

=====